

掛川市条例第16号

掛川市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

掛川市長

(別紙)

掛川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(取得の制限)</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他利用目的を達成するため本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。の限りでない。</p> <p>(7)（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>(取得の制限)</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他利用目的を達成するため本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。の限りでない。</p> <p>(7)（略）</p> <p>3・4（略）</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。